

## 令和8年度働き方改革推進リーダー養成事業企画提案に係る質問と回答

番号	質問項目	質問内容	回答
1	募集要領「3 参加資格」(9)	「プライバシーマーク、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)又はこれらと同等の個人情報保護に関する体制が整備されていると認められること。」との記載について、具体的な基準はあるか。	本要件は、参加申込企業において個人情報を適切に管理できる体制が整備されていることを求めるものです。 プライバシーマークやISMS認証の取得のほか、個人情報を適切に管理できる体制として、参加申込企業において、個人情報保護法等に基づく社内のプライバシーポリシー(個人情報保護方針)等が策定されているとともに、県が定める個人情報取扱特記事項を遵守できる体制を想定しています。 なお、個別事案については、提出いただいた資料をもとに判断します。
2	募集要領「10 選定方法」(2)	プレゼンテーションにおいて、提出済みの企画提案書を補足する目的で、講座や個別フォローで実際に使用するITツールの操作画面を『画面共有』で実演することは可能でしょうか。	可能です。ただし、画面共有にて実演を行う箇所について、企画提案書の中に明記するようお願いいたします。
3	仕様書「4 事業内容」(2)	企業の希望により完全オンラインを希望された場合でも、県としては訪問を優先すべきというスタンスでしょうか。	企業の希望を踏まえ、受託者と県が協議を行って了解を得た場合は、完全オンラインにより実施しても差し支えありません。
4	仕様書「4 事業内容」(2)	個別フォローについて、仕様書には『複数回実施し、原則2回以上は訪問』とありますが、『合計2回の実施(いずれも訪問)』をもって、仕様上の回数要件を満たしているという認識でよいでしょうか。	その認識で相違ありません。